

機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるしらうお船びき網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる機船船びき網漁業のうち、しらうおをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数に(3)の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
- (3) 新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

3 前2項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、次の隻数を上限とする。

- (1) 第3の操業区域1 30隻
- (2) 第3の操業区域2 14隻

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 しらうお船びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 次のとおり。ただし、動力漁船の性能の基準（昭和57年農林水産省告示第1091号）第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。
 - ア 総トン数4トン未満の船舶 330キロワット（70馬力）以下
 - イ 総トン数4トン以上5トン以下の船舶 450キロワット（90馬力）以下
 （なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	共同漁業権共第59号及び共第60号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域並びに共同漁業権共第61号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市三崎町銚子市衛生センター排水口143度50分(真方位による。以下同じ。)の線以西の海域	5月15日から翌年2月14日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	共同漁業権共第311号（昭和38年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との	5月1日から11月15日まで及び12月1日から翌年2月	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者（操業区域1の欄に掲

境界付近の点（北緯 35 度 43 分 9 秒 東経 140 度 52 分 10 秒の点）110 度の線から同市春日町と同市西小川町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 16 号）173 度 50 分の線に至る間の海域、共同漁業権共第 61 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域並びに共同漁業権共第 59 号及び共第 60 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち旭市三川目那川河口中心点 179 度 50 分の線以東の海域	14 日まで	げる操業区域に接する地域に住所を有する者を除く。）
---	--------	---------------------------

（許可等の申請期間）

第 4 規則第 11 条第 1 項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第 2 項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第 5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 5 月 1 日から 12 月 14 日までの間は 2 そうびきをしてはならない。
- (2) 第 3 の操業区域 2 の海域のうち、旭市飯岡灯台中心点 179 度 50 分の線以西の海域においては、5 月 1 日から 11 月 15 日まで及び 12 月 1 日から 12 月 14 日までの期間は操業してはならない。
- (3) 日没時から日出時までは、操業してはならない。
- (4) 当該船舶の船橋の全体を赤色に塗装しなければならない。
- (5) 浮子網及び沈子網の全長はそれぞれ 240 メートル以内とする。
- (6) 網口の高さは 24 メートル以内とする。

（新規の許可等に係る許可の基準）

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、

規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

（資源管理の状況等の報告）

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（4月13日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の許可方針（昭和50年5月16日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第7の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

別記様式

しらうお船びき網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

印

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン	推進機関の種類 及び馬力数	乗組 員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン		人
1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況						
2 漁業生産の実績等						
操業月	出漁日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	主な操業場所及び水深（m）		
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
合計						

※ 主な操業場所の欄には、〇〇沖、通称〇〇等と記入すること。

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合 代表理事組合長

印

（備考）

個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）

船舶の総トン数：5 トン以下

推進機関の馬力数

総トン数 4 トン未満：330 キロワット（70 馬力）以下

総トン数 4 トン以上 5 トン以下：450 キロワット（90 馬力）以下

操業区域：下図のとおり

漁業時期

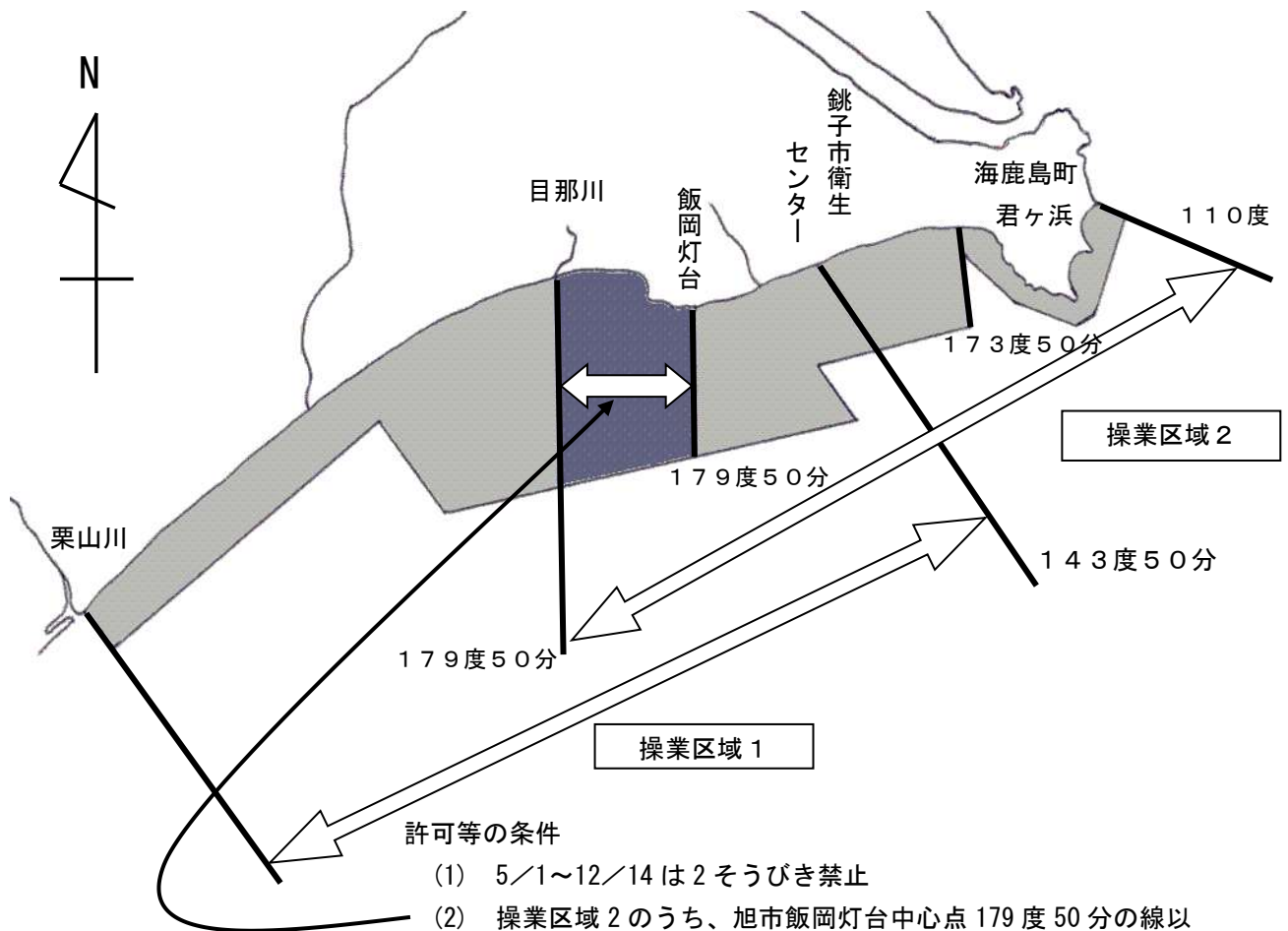
操業区域 1：5/15～翌年 2/14

操業区域 2：5/1～11/15 及び 12/1～翌年 2/14

漁業を営む者の資格

操業区域 1：操業区域に接する地域に住所を有する者

操業区域 2：操業区域に接する地域に住所を有する者（操業区域 1 の操業区域に接する地域に住所を有する者を除く。）



許可等の条件

- (1) 5/1～12/14 は 2 そうびき禁止
- (2) 操業区域 2 のうち、旭市飯岡灯台中心点 179 度 50 分の線以西の海域においては、5/1～11/15 及び 12/1～12/14 操業禁止
- (3) 日没時から日出時まで操業禁止
- (4) 船橋を赤色塗装
- (5) 浮子網及び沈子網の全長はそれぞれ 240 メートル以内
- (6) 網口の高さは 24 メートル以内

機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるさより船びき網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる機船船びき網漁業のうち、さよりをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、県外船に係る許可については、別途定めるところによるものとする。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- （1）一斉更新を迎える許可等の隻数
- （2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
- （3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 さより船びき網漁業
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- （3）船舶の総トン数 10トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 下表のとおり
- （6）漁業時期 下表のとおり
- （7）漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業時期	漁業を営む者の資格
1	富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音崎突端（北緯35度15分23秒東経139度44分45秒の点）を順次結んだ線以北の千葉県海面	11月1日から翌年4月30日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	共同漁業権共第13号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）		〃
3	共同漁業権共第17号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）	12月1日から翌年4月30日まで	〃
4	共同漁業権共第20号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）		〃
5	共同漁業権共第22号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）		〃
6	共同漁業権共第37号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）		〃
7	共同漁業権共第38号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）		〃
8	共同漁業権共第45号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）		〃

	区域（当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。）	
9	鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南 73 号）200 度 50 分（真方位による。）の線から銚子市地先に至る間の千葉県海面	〃

（許可等の申請期間）

第 4 規則第 11 条第 1 項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第 2 項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第 5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 日没時から日出時までは、操業してはならない。
- (2) 使用する漁具は、次の条件を守らなければならない。
 - ア 網の全長（袖網及び身網を含む。）30メートル以内
 - イ ひき網の全長 30メートル以内
 - ウ 網口の高さ 3メートル以内
 - エ 網目の大きさ 3センチメートル以上
- (3) 操業に際しては、方 50 センチメートル以上の白色の布地に所属組合名を記入し、船体の見やすい所に掲げなければならない。
- (4) のり養殖施設が設置されている区域内では操業してはならない。【第 3 の操業区域 1 に適用】
- (5) 次に掲げる区域で操業してはならない。【第 3 の操業区域 9 に適用】
 - ア 勝浦市平島の最南端と勝浦市松部港東防波堤突端とを結んだ線と陸岸により囲まれた区域（勝浦湾内）
 - イ 勝浦市鶴原毛戸魚見山西北端の標柱と勝浦市鶴原酒屋谷ツルン鼻先端の標柱とを結んだ線と陸岸により囲まれた区域（鶴原湾内）
 - ウ 勝浦市興津 2,465 番地興津弁天堂と勝浦市守谷犬ヶ埼とを結んだ線と陸岸により囲まれた区域（興津守谷地先）

（新規の許可等に係る許可の基準）

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、

規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 共同漁業権者の同意書（第3の操業区域2から8までに係る申請に限る。）

（資源管理の状況等の報告）

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（6月30日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）の許可方針（昭和46年11月22日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

(別記様式)

さより船びき網漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあっては、その名称)

印

報告期間	許可番号	船名	漁船登録 番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸		トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況				
2 漁業生産の実績等				
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所
1 1月	日	kg	円	
1 2月				
1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
合計				

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

印

(備考) 個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）

船舶の総トン数：10 トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

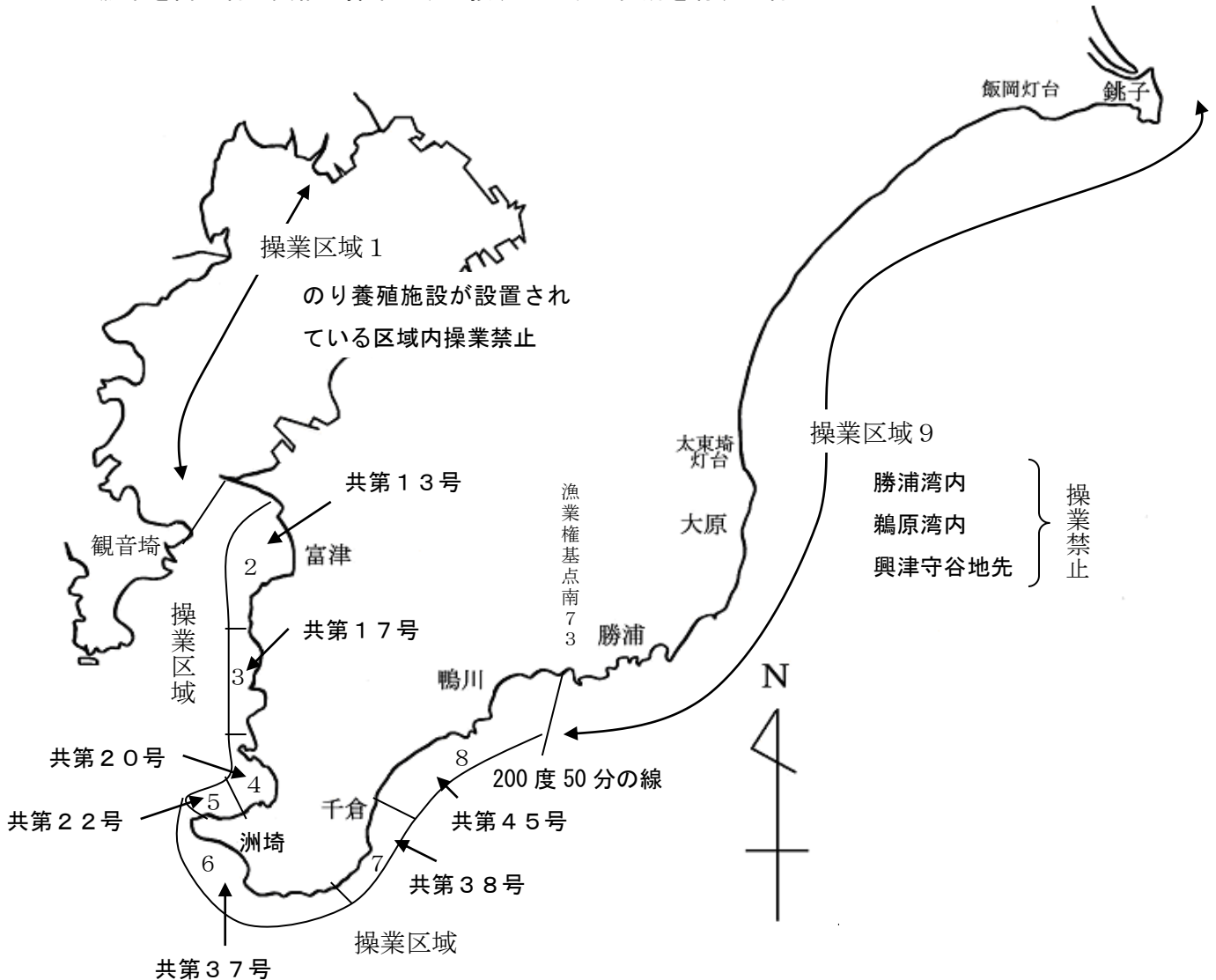
操業区域：下図のとおり。ただし、操業区域の2から8までに掲げるそれぞれの区域については、当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。

漁業時期：

操業区域1・2：11/1～4/30

操業区域3～9：12/1～4/30

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件

- (1) 日没時から日出時まで操業禁止
- (2) 網及びひき網の全長各々30メートル以内
網口高さ3メートル以内
網目3センチメートル以上
- (3) 所属組合記入の白旗を操業中掲揚

機船船びき網漁業の許可取扱要領（県外船）

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）の許可方針（令和2年12月1日施行。以下「方針」という。）第1ただし書に規定する県外船の機船船びき網漁業の許可等に関する取扱いについては、この要領の定めるところによる。

（新規の許可等に係る制限措置）

第2 千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 さより船びき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 千葉・茨城両県におけるさよりひき網漁業の相互入会操業についての協定（以下「協定」という。）における入会統数を踏まえ都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン未満

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 協定に定める入会海域

（6）漁業時期 協定に定める入会操業期間

（7）漁業を営む者の資格 茨城県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、茨城県知事によるさよりひき網漁業の許可を受けている者

（許可等の申請期間）

第3 規則第11条第2項に規定するこの漁業の許可等の申請すべき期間は、協定の内容を踏まえ、別に定める。

（許可の有効期間）

第4 この漁業の許可の有効期間は、5年を超えない範囲において、協定の有効期間と同一の期間とする。

（その他）

第5 本要領に定めのない項目の取扱いについては方針に準ずる。

附 則

1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。